



# 令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率等の 改正のお知らせ

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直しが行われています。

令和2・3年度の保険料率等は、左表のとおりです。

	平成30・令和元年度 (改正前)	令和2・3年度 (改正後)
均等割額	43,200円	43,200円 (変更なし)
所得割額	8.54%	8.54% (変更なし)
賦課限度額	620,000円	640,000円

▼所得の低い方への軽減措置  
均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が28万円から28万5千円に、2割

軽減については、被保険者数に乗ずる金額が51万円から52万円に変わります。

▼令和2年度以降の均等割額軽減  
特例措置の見直し  
保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革により、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

令和2年度以降の所得の低い方への均等割額軽減特例措置の見直し内容は左表のとおりです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
軽減割合	8割軽減	7割軽減	
	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

## ▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合  
☎028・627・6805

○税務課庶務諸税係

☎72 6936

## 太陽光発電設備を設置するには 許可が必要な場合があります

令和元年10月1日から「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。

対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、町長の許可または届出が必要となります。具体的な手続きや許可基準の内容については、町ホームページをご確認ください。

### ▼条例の概要

- ①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のために必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。
- ②抑制区域を含む地域では10kW以上、抑制区域外では50kW以上の太陽光発電設備で事業を行う

とするときは、町長の許可が必要となります。

- ③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行うおうとするときは、届出が必要となります。
- ④近隣住民等に対し、設置事業計画についての説明会を開催してください。

### ▼主な抑制区域

国立公園、地域森林計画の森林区域、農地、景観形成重点地区

▼問合せ 環境課環境保全係  
☎72 6916



## コンポスト肥料を ご利用ください

湯本浄化センターでは、下水を浄化するときに発生する汚泥を有効利用し、コンポスト肥料「那須グリーンマニユア」を生産しています。

### ▼販売価格

1袋(10kg)につき100円

▼販売期間 毎月21日から月末までの平日(午後1時～5時)

※コンポスト肥料の販売は予約制です。毎月1日から20日までの平日(午前9時～午後5時)に電話で予約してください。

▼予約・販売場所 湯本浄化センター  
☎76 3030

▼問合せ 上下水道課  
那須町大字高久丙4361-5

☎72 6919